

告 示

埼玉県告示第百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和七年度において県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている者

ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている者

ヘ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

(1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

(2) 入札参加資格認定申請をした日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的

事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

(3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）

(4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）

(5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）

第五十五条第一項の登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定申請をした日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本の額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において別に定める。